

白川町告示第14号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、令和8年度賦課に係る固定資産の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供するため、同条第3項の規定により告示する。

令和8年3月25日

白川町長 佐伯正貴

記

1. 縦覧期間 令和8年4月1日から令和8年4月30日まで
2. 縦覧場所 岐阜県加茂郡白川町河岐1705番地2 白川町役場